

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 19 年 3 月 27 日 (火) 号外第 5 1 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則 (19) (子ども家庭課) 4
	看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則 (20) (医務薬事課) 8
	鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則 (21) (〃) 10
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (22) (循環型社会推進課) 12
	鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (23) (景観まちづくり課) 13

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立保育専門学院学則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 授業料の徴収における出納事務の効率化を図るため、授業料の納付時期について所要の改正を行う。
- (2) 学校教育法の一部が改正され、盲学校、聾学校及び養護学校が特別支援学校とされることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 授業料を納付する期限を、毎月の末日（現行 原則毎月10日）とする。
- (2) 保育専門学院の修業教科目の履修により修得したものとみなされる単位について定めた規定中、盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校に改める。
- (3) 所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

看護職員修学資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

看護職員修学資金の返還免除要件を的確に確認するため、就業場所移転届の様式の記載事項について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 就業場所移転届の記載事項に新しい就業場所での職種を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部改正について

1 規則の改正理由

授業料の徴収における出納事務の効率化を図るため、授業料の納付時期について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 次の規則について、授業料を納付する期限を、毎月の末日（現行 原則毎月10日）とする。
 - ア 鳥取県立鳥取看護専門学校学則
 - イ 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則
 - ウ 鳥取県立歯科衛生専門学校学則
- (2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 産業廃棄物処理業等に係る許可の適正な運用を図るため、許可証の書換え手続等について定める。
- (2) 鳥取県総合事務所設置条例等の一部改正に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 産業廃棄物処理業許可証の記載事項に係る変更の届出等により当該許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付する。
- (2) 総合事務所長の定義において引用する鳥取県総合事務所設置条例の条項を改める。
- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県建築基準法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

倉吉市がすべての建築確認に関する事務をつかさどるために建築主事を置くこととすること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 構造計算の積雪荷重に関し県が定める区域から、倉吉市を除く。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

規 則

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第19号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則（昭和53年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（休業日）</p> <p>第5条 学院の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 夏季、冬季及び春季において、学年を通じ12週間を超えない範囲で院長（学院の長をいう。以下同じ。）が定める日</p> <p>（4） 前3号に定めるもののほか、院長が定める日</p> <p>2 院長は、教育上必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までに掲げる休業日を変更することができる。</p> <p>（単位の算定方法）</p> <p>第6条の2 修業教科目の単位数は、次に掲げる基準により算定するものとする。</p> <p>（1） 授業の方法が講義及び演習であるものについては、15時間から30時間までの範囲内で院長が別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、別表第1の必修科目の項に掲げる修業教科目及び同表の選択必修科目の項の基礎技能に掲げる修業教科目の授業で個人指導による演習に該当するものについては、院長が別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。</p> <p>（2） 授業の方法が実習及び実技であるものについては、30時間から45時間までの範囲内で院長が別に定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（休業日）</p> <p>第5条 学院の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 夏季、冬季及び春季において、学年を通じ12週間を超えない範囲で知事が定める日</p> <p>（4） 前3号に定めるもののほか、知事が定める日</p> <p>2 知事は、教育上必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までに掲げる休業日を変更することができる。</p> <p>（単位の算定方法）</p> <p>第6条の2 修業教科目の単位数は、次に掲げる基準により算定するものとする。</p> <p>（1） 授業の方法が講義及び演習であるものについては、15時間から30時間までの範囲内で知事が別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、別表第1の必修科目の項に掲げる修業教科目及び同表の選択必修科目の項の基礎技能に掲げる修業教科目の授業で個人指導による演習に該当するものについては、知事が別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。</p> <p>（2） 授業の方法が実習及び実技であるものについては、30時間から45時間までの範囲内で知事が別に定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>2 略</p>

(単位の修得)

第7条 略

2 略

3 第1項の出席時間数は、出席すべき時間数の3分の2以上を満たさなければならない。ただし、院長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第7条の2 院長は、教育上有益と認めるときは、学生が学院に在学する間に他の指定保育士養成施設（児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。以下同じ。）において履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、学院の修業教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 院長は、指定保育士養成施設以外の学校等（大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項に規定する要件を入学資格とする各種学校をいう。）で履修した教科目（別表第1の教養科目の項に掲げる修業教科目に相当する教科目に限る。）について修得した単位を、学院の修業教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学志願手続)

第11条 学院への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて院長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(入学の許可)

第12条 略

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願（様式第4号の2）を院長に提出しなければならない。

3 院長は、前項の入学許可願の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者の入学を許可するものとする。

4 院長は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書（様式第4号の3）をその者に交付するものとする。

(単位の修得)

第7条 略

2 略

3 第1項の出席時間数は、出席すべき時間数の3分の2以上を満たさなければならない。ただし、知事が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第7条の2 知事は、教育上有益と認めるときは、学生が学院に在学する間に他の指定保育士養成施設（児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。以下同じ。）において履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、学院の修業教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 知事は、指定保育士養成施設以外の学校等（大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項に規定する要件を入学資格とする各種学校をいう。）で履修した教科目（別表第1の教養科目の項に掲げる修業教科目に相当する教科目に限る。）について修得した単位を、学院の修業教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学志願手続)

第11条 学院への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(入学の許可)

第12条 略

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願（様式第4号の2）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の入学許可願の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者の入学を許可するものとする。

4 知事は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書（様式第4号の3）をその者に交付するものとする。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を院長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

(誓約書の提出)

第14条 生徒は、保証人に変更があったときは、直ちに、誓約書(様式第6号)を院長に提出しなければならない。

(住所等の変更の届出)

第15条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を院長に届け出なければならない。

(休学及び退学)

第16条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願(様式第7号)又は退学願(様式第8号)を院長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可のうち、休学に係る許可の期間は、1年以内とする。ただし、院長は、特別の理由により必要があると認めるときは、1年以内に限りその期間を延長することができる。

3 院長は、第1項に休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(復学)

第17条 休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願(様式第9号)を院長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 院長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(除籍)

第18条 院長は、生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍をすることができる。

(1)~(5) 略

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

(誓約書の提出)

第14条 生徒は、保証人に変更があったときは、直ちに、誓約書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(住所等の変更の届出)

第15条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(休学及び退学)

第16条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願(様式第7号)又は退学願(様式第8号)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可のうち、休学に係る許可の期間は、1年以内とする。ただし、知事は、特別の理由により必要があると認めるときは、1年以内に限りその期間を延長することができる。

3 知事は、第1項に休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(復学)

第17条 休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願(様式第9号)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(除籍)

第18条 知事は、生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍をすることができる。

(1)~(5) 略

<p>(授業料の納付) 第18条の2 毎月分の授業料は、その月の末日までに納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(授業料等の減免) 第18条の5 略</p> <p>2 授業料、入学選 hands 手数料及び入学料の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書(様式第9号の2)にその理由を証明する書類を添えて院長に提出しなければならない。</p> <p>(表彰) 第19条 院長は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。</p> <p>(懲戒) 第20条 院長は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する生徒に限り行うことができる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(健康診断の実施) 第21条 院長は、生徒に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。</p> <p>(寄宿舎の設置等) 第22条 略</p> <p>2 寄宿舎に入舎しようとする者は、入舎願(様式第10号)を院長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(授業料の納付) 第18条の2 授業料は、毎月10日までに納付しなければならない。ただし、4月分の授業料については4月20日、8月分の授業料については9月10日までに納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(授業料等の減免) 第18条の5 略</p> <p>2 授業料、入学選 hands 手数料及び入学料の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書(様式第9号の2)にその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(表彰) 第19条 知事は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。</p> <p>(懲戒) 第20条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の<u>一に</u>該当する生徒に限り行うことができる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>第21条 知事は、生徒に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。</p> <p>第22条 略</p> <p>2 寄宿舎に入舎しようとする者は、入舎願(様式第10号)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県立保育専門学院学則第7条の2第2項に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科で履修した教科目は、改正後の鳥取県立保育専門学院学則第7条の2第2項に規定する特別支援学校の専攻科で履修した教科目とみなして同項の規定を適用する。

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第20号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																	
（修学資金の額等） 第4条 修学資金の月額、次の表の左欄に掲げる者について、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。		（修学資金の額等） 第4条 修学資金の月額、次の表の左欄に掲げる者について、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額	1 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者	32,000円	略		略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額	1 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者	32,000円	略		略	
区分	月額																		
1 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者	32,000円																		
略																			
略																			
区分	月額																		
1 第2条第2号アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者	32,000円																		
略																			
略																			
2～4 略		2～4 略																	
（償還の免除）		（償還の免除）																	

第12条 貸付金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

様式第16号（第17条関係）

就業場所移転届

年 月 日
鳥取県知事 様
修学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり、就業場所を移転しましたので、お届けします。

- 1 決定番号 第 号
- 2 変更期日 年 月 日
- 3 就業の場所 新
旧

4 新しい就業場所での職種

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
新就業施設名
雇入主氏名 印

第12条 貸付金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年10月鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

様式第16号（第17条関係）

就業場所移転届

年 月 日
鳥取県知事 様
修学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり、就業場所を移転しましたので、お届けします。

- 1 決定番号 第 号
- 2 変更期日 年 月 日
- 3 就業の場所 新
旧

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
新就業施設名
雇入主氏名 印

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第21号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第1条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(授業料の納付) 第18条の2 毎月分の授業料は、その月の末日までに納付しなければならない。	(授業料の納付) 第18条の2 授業料は、毎月10日までに納付しなければならない。ただし、4月分の授業料については4月20日、8月分の授業料については9月10日までに納付しなければならない。
2 略	2 略

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第2条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(授業料の納付) 第18条の2 毎月分の授業料は、その月の末日までに納付しなければならない。	(授業料の納付) 第18条の2 授業料は、毎月10日までに納付しなければならない。ただし、4月分の授業料については4月20日、8月分の授業料については、9月10日までに納付しなければならない。
2 略	2 略

(鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正)

第3条 鳥取県立歯科衛生専門学校学則(昭和57年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の

改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(授業料の納付) 第19条 毎月分の授業料は、 <u>その月の末日までに納付</u> しなければならない。 2 略	(授業料の納付) 第19条 授業料は、 <u>毎月10日までに納付しなければな</u> <u>らない。ただし、4月分の授業料については4月20</u> <u>日、8月分の授業料については9月10日までに納付</u> <u>しなければならない。</u> 2 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第22号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え） 第2条の2 循環型社会推進課長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された循環型社会推進課の長をいう。以下同じ。）又は総合事務所長（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）<u>第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）は、法第9条第3項に規定する届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。</u></p> <p>（産業廃棄物処理業等の許可証の書換え） <u>第5条の2 知事は、法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項、法第15条の2の5第3項において準用する法第9条第3項又は前条の規定による届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。</u></p>	<p>（一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え） 第2条の2 循環型社会推進課長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された循環型社会推進課の長をいう。以下同じ。）又は総合事務所長（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）<u>第1条の規定により設置された総合事務所の長をいう。以下同じ。）は、法第9条第3項に規定する届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書換えて交付するものとする。</u></p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第23号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(道路の位置の指定の変更等)</p> <p>第9条 法第42条第1項第5号の道路の位置の指定の変更又は取消しを受けようとする者は、省令第9条及び前条の規定の例により申請書を総合事務所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第3（第6条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区域</th> <th style="width: 40%;">基準積雪量（メートル）</th> <th style="width: 40%;">標高に乗ずる数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東伯郡</td> <td>0.8</td> <td>0.0036</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区域	基準積雪量（メートル）	標高に乗ずる数値	略			東伯郡	0.8	0.0036	略			<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(道路の位置の指定の変更等)</p> <p>第9条 法第42条第1項第5号の道路の位置の指定の変更又は取消しを受けようとする者は、省令第9条及び前条の規定の例により申請書を総合事務所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定により設置された総合事務所の長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第3（第6条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区域</th> <th style="width: 40%;">基準積雪量（メートル）</th> <th style="width: 40%;">標高に乗ずる数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉市及び東伯郡</td> <td>0.8</td> <td>0.0036</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区域	基準積雪量（メートル）	標高に乗ずる数値	略			倉吉市及び東伯郡	0.8	0.0036	略		
区域	基準積雪量（メートル）	標高に乗ずる数値																							
略																									
東伯郡	0.8	0.0036																							
略																									
区域	基準積雪量（メートル）	標高に乗ずる数値																							
略																									
倉吉市及び東伯郡	0.8	0.0036																							
略																									

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。